

西東京市公告

西東京都市計画道路事業の図書の縦覧について

西東京都市計画道路事業について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同条第2項及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月15日

西東京市長 池澤隆史

1 都市計画事業の種類及び名称

西東京都市計画道路事業3・4・24号田無駅南口線

2 関係図書を縦覧する場所並びに期間及び時間

(1) 場所 西東京市役所保谷東分庁舎1階 都市基盤部道路課

(2) 期間 公告をした日の翌日から事業施行期間の終了の日又は当該事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは変更した通知を受ける日まで。ただし、西東京市の休日を定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に定める休日を除く。

(3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。